

<東京都動物愛護推進員制度の紹介>

東京都動物愛護推進員とは?

東京都動物愛護推進員は、東京都から委嘱を受け、地域の身近な相談員として、 住民の求めに応じて犬、猫等の飼い方の助言をするなど、人と動物が共生できるよりよい地域づくりを目指して動物の愛護と適正飼養の普及啓発などの活動を行う ボランティアです。

私は、こんな活動をしています。お困りのことはありませんか?

"飼い主のいない猫"に関すること。
ペットの飼い方、しつけに関すること(私はの飼い方相談を
得意としています)。
現在飼っているペットの新しい飼い主探しに関すること。
保護動物の新しい飼い主になりたい方への譲渡あっせんに関すること。

□ その他(_____

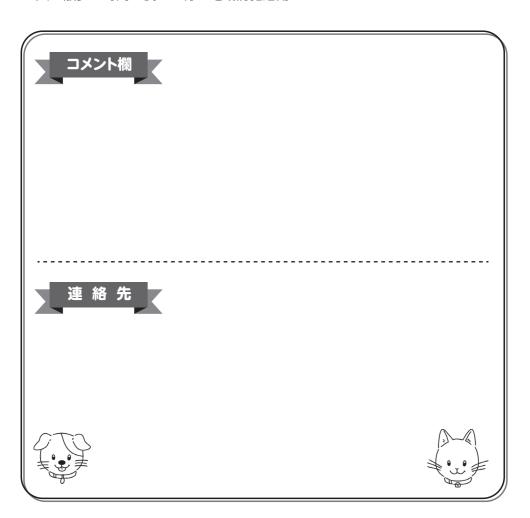
どんな人たちなの?

獣医師、訓練士、動物愛護ボランティアなど、様々な立場の方が活動しています。

どんな活動をしているの?

動物の飼い方・選び方などの相談対応、飼い主のいない猫対策の協力・助言、譲渡あっせん、動物ふれあい活動、ワンワンパトロール(※)、行政が開催する講習会やイベントへの協力など、推進員それぞれの得意分野で自主的に活動しています。

※犬の散歩の時間を使って行う地域防犯活動



<東京都動物愛護推進員に関するお問合せ先>

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当

電話番号 (03)5320-4412

7ァクシミリ (03)5388-1426

